



人口

(11月末現在)

世帯数 1,475戸

人口 4,357人

男 1,987人

女 2,370人

昭和54年1月10日 発行:愛媛県西宇和郡瀬戸町 編集:瀬戸町総務課

年頭のごあいさつ

瀬戸町長 坂本繁睦



賀正

町民の皆さん明けまして
おめでとう御座居ます。

皆さんおそろいで良いお年を迎えられたことを心よりお慶び申し上げますと共に日頃より町行政に効し上げていることを衷心より厚くお礼申し上げます。

取らない御理解御協力を願っています。

願いますと昨年は永びく構造不況の中で国をあげて景気回復に取り組んでおりますが、農産物の自給化問題等我が国を取りまく海外情勢は誠に厳しいものがあり柑桔を主産業とする当町にとっては昭和四十二年以来の大きな打撃に見舞われ農産物を初め飲料水にも時間断水を余儀なくされる等誠に厳しい年でありました。町としましては住民の皆様の期待に応えるため町道、農道、漁港、下水工事等住み良い環境作り積極的に取り組んでまいりました。また景況化の中における教育問題は本年秋末の開校でしたが関係各団体の御理解を賜って三机第二小・中学校の統合を見る事が出来ました。

月十八日に地鎮祭を行い今年八月末完成を目指して工事を進めております。今後は新しい庁舎に恥じないよう町民へのサービス向上に努めたいと存じます。

自主財源に乏しい当町ではありますが健全財政を堅持しながら国・県を始め関係者の御支援を得て町民の生活に直結した事業を最優先に取り組み学校統合についても四月に田部小学校を大久小学校との統合が決定しております。

すので皆さんの御期待に添う様一層の努力をいたしたい所存です。

今後とも旧に倣しての御理解御支援をお願い申し上げます。多幸を祈りまして年頭のごあいさつといたします。

主な内容

- ◆年頭のごあいさつ……1
- ◆12月定例町議会……2
- ◆由初式………2
- ◆お知らせ………2・3
- ◆人々のうごき……4

—全議案原案どおり可決される—

新
春

恒例の

恒例の

恒例の

一月七、八日三軒小中学校防出初 期と五十四年三軒小中学校防出初 式が挙行された。		市長以下二八九名が参加し、取 組及び分別収集の点検、まづア 班法、分別行進と日頃の訓練の 結果を充分に発揮され、本市消 防力、機動力の充実に誇りがう かれた。	
このあと表彰式に移り、本年 は次の方が表彰されました。 日本消防協会会長表彰		功績彰 井伊左列（前団長） 愛媛県知事表彰	
清水 光 （前副長） 是沢 新一 （第五分団） 中田 広 （第九分団）		愛媛県消防協会会長表彰 功績彰 宮下弘幸（本分団） 伊勢家万作（第四分団） 富永 利治（第六分団） 浜田新七郎（第七分団） 岡本哲男（第十一分団）	
優良品表彰 岡田 包 （本部分団） 二宮 英吉（第一分団） 末光 春吉（第二分団） 佐々木 義孝（第三分団） 大石 正志（第六分団）		八四消防連合会長表彰 優良品表彰 丸山 貞一（第十一分団） 消防防衛協会の功勞による 幾多消防員は表彰	
瀬戸町長表彰 瀧江 昌司（第一分団） 清水 光明（第三分団） 山内 昭一（第四分団） 藤原 裕典（第六分団） 水野 隆平（第八分団） 龜井 等（第九分団） 山下梅吉（第十分団） 佐田 光男（第十一分団） 佐木 忠雄（第十二分団）		神戸市東區表彰 神崎 伸一郎（前団長） 伊崎 信介（供会） 水年数による日本消防奉 長表彰伝達 三河清次郎（第八分団） 中原 久重（第九分団） 水野 大星（第十一分団） 大星 真一（第十一分団）	
仲良 宗宏（第八分団） 山口 健一（第九分団） 森下 淳子（第十分団） 井土 一郎（第十二分団）		無欠火賞 第十一分団	
大星 幸子 三河 百 中 房 野 子 原 厚 野 子 大星 幸子		大星 幸子 三河 百 中 房 野 子 原 厚 野 子 大星 幸子	

式「举行」

いふは選挙の一つに、選挙権があることは、選挙権を行使する
ことによつて、国政をはじめ都
府県市町村の地方政治に参
加する機会を得るのみです。

選挙権は、日本国現行の年令が
満一歳以上など、諸要件を満た
したと認めらるゝ場合には、実
際に選挙権を行使するためには
市町村の選挙管理委員会が作成
した選挙人名簿に登録されてい
ることを必要とします。

選挙人名簿の登録は、毎年一
回、九月に定時登録が行われま
す。そのほか、選挙が行われ
るときには、そのつど登録でき
ます。

登録は市町村選挙管理委員会
が行いますが、選挙人名簿は一
定期間、公開されます。万一、
登録もとの関係は、補正登録を
することもできます。とくに、
住所が変わつたときなどは、確
信ならず、貴人選挙権がムダ
にならないよう心がけたいもの
です。

運 轉 機

税務署だより

●運付を受けるための申告はお早めに

昭和五十二年分所得税の確定申告の期間は、昭和五十四年二月十六日から三月五日までである。しかし、税金の還付を受けるための確定申告を二月十六日以前でも受付けては、まずい。

累進課税された税金や予定納税を受けた税金が相次ぎ過ぎになっている人は、申告で申告する税金の還付も早く受けるため、

A確定申告をすれば税金が還付される場合。

サラリーマンで、借損控除、医療費控除、住宅取得費控除などを受けられることがある。

年の途中で退職し、その後就職しなかったため年大損額を受けなかった人。

さい)
●税の相談はお気軽に
今年も給与と税・所得税の申告書が近づいてきました。毎年のこの時期になると「給与と税の計算の仕方を覚えてほしい」とか、「土地を売ったのが申告はどうしたらいいか」「など、税金についての相談が多くなっています」
そこで、こんなとき気軽に相談できる税務相談の窓口をお知らせしよう。

▲税務相談窓口
税務相談室には、納税者のみなさんの税金に関する相談や苦情に対しての税務上の回答や解決に当たるため、知識・経験の豊富な相談官が配置されています。
また、忙しい人や遠隔地の人のために、電話による相談もついています。

松山税務署
松山西本町一―三―四
(松山税務署内)
(〇八九九) 四六―四五八九

(〇八九九) 四一—一九二一

2月に完成します。それに伴う人夫を募集しますので町内住民の方で希望者は役場生活環境課

まで申し出て下さい。
 國なお、募集期限は、2月10日
 までとします。

昭和五十三年十一月分
(婚) 烟



人々のうごき

出生

5